

川崎市消防局訓令第10号

局内一般

消防署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

## 川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第65条第1項中「神奈川県安全防災局」を「神奈川県くらし安全防災局」に、「総務企画局危機管理室」を「危機管理本部」に改める。

第67条（見出しを含む。）中「資機材」を「資器材」に改める。

第71条第1号中「通常警防体制とし、」を削る。

第72条第1号アを次のように改める。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。

第72条第2号を次のように改める。

### （2）震災警戒第2号体制

津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき。

第77条第1号中「通常警防体制とし、」を削る。

第86条第1項中「消防調査本部」を「調査指揮本部」に、「設置」を「開設」に改める。

第87条（見出しを含む。）中「罹災」を「り災」に改める。

別表第1中

「

川崎市消防局	本署	幸四郎消防隊 (幸四郎)					
		幸第1消防隊 (幸1)	幸救助隊 (幸救助)		幸救急隊 (幸救急)		
		幸第2消防隊 (幸2)	幸水難救助隊 (幸水難救助)				
		幸第3消防隊 (幸3)					
		幸電線隊 (幸電線)					
	幸水難資機材搬送隊 (幸水難資機材搬送)						
	南河原出張所	幸江原消防隊 (幸江原)			南河原救急隊 (南河原救急)		
	平岡出張所	平岡消防隊 (平岡)			平岡救急隊 (平岡救急)		
		幸平岡化学消防隊 (幸平岡化学)					
	加瀬出張所	加瀬消防隊 (加瀬)			加瀬救急隊 (加瀬救急)		放射射線 (砲1号)

」

を

「

川崎市幸消防局	本署	幸指揮待機隊 (幸指揮)					
		幸第1消防隊 (幸1)	幸救助隊 (幸救助)		幸救急隊 (幸救急)		
		幸第2消防隊 (幸2)	幸水難救助隊 (幸水難救助)				
		幸第3消防隊 (幸3)					
		幸電線隊 (幸電線)					
	幸水難資機材搬送隊 (幸水難資機材搬送)						
	南河原出張所	南河原消防隊 (南河原)			南河原救急隊 (南河原救急)		
	平岡出張所	平岡消防隊 (平岡)			平岡救急隊 (平岡救急)		
		幸平岡化学消防隊 (幸平岡化学)					
	加瀬出張所	加瀬消防隊 (加瀬)			加瀬救急隊 (加瀬救急)		放射射線 (砲1号)

」

に改める。

別表第 1 中

「

川崎市高津消防署	本 署	高津指揮情報隊 (高津指揮)					
		高津第 1 消防隊 (高津 1)	高津救助隊 (高津救助)		高津救急隊 (高津救急)		
		☆高津第 2 消防隊 (高津 2)	高津水難救助隊 (高津水難救助)		高津デイトイム 救急隊 (高津デイ救急)		
		高津はしご消防隊 (高津はしご)					
		☆高津水災害対応隊 (高津水災害対応)					
	子母口 出張所	子母口消防隊 (子母口)					泡放射砲 (砲 3 号)
		☆子母口化学消防隊 (子母口化学)					
	新 作 出張所	新作消防隊 (新作)			新作救急隊 (新作救急)		
	梶ヶ谷 出張所	梶ヶ谷消防隊 (梶ヶ谷)					
	久 地 出張所	久地消防隊 (久地)			久地救急隊 (久地救急)		

」

を

「

川崎市高津消防署	本 署	高津指揮情報隊 (高津指揮)					
		高津第 1 消防隊 (高津 1)	高津救助隊 (高津救助)		高津救急隊 (高津救急)		
		☆高津第 2 消防隊 (高津 2)	高津水難救助隊 (高津水難救助)				
		高津はしご消防隊 (高津はしご)					
		☆高津水災害対応隊 (高津水災害対応)					
	子母口 出張所	子母口消防隊 (子母口)					泡放射砲 (砲 3 号)
		☆子母口化学消防隊 (子母口化学)					
	新 作 出張所	新作消防隊 (新作)			新作救急隊 (新作救急)		
	梶ヶ谷 出張所	梶ヶ谷消防隊 (梶ヶ谷)					
	久 地 出張所	久地消防隊 (久地)			久地救急隊 (久地救急)		

」

に改める。

別表第2中注以外の部分を次のように改める。

別表第2（第27条関係）

消防指揮本部の組織及び事務分掌

本誌E	副本部長	統括長	班名	班長	任務	担当業務
消 防 機	警務部長	警防課長	指揮班	警防係長	指揮統括 作戦 分析 救助	1 消防指揮本部の設置発令に関する事。 2 動員の発令に関する事。 3 災害現場との連絡調整等に関する事。 4 消防隊等の運用に関する事。 5 応援消防隊等の要請に関する事。（関係事項の作成を含む。） 6 応援消防隊等の運用等に関する事。 7 避難対策に関する事。 8 作戦会議の運用に関する事。
		救命課長	救命班	救命管理係長	救命統括 調整	1 救命対策に関する事。（病院搬送を含む。） 2 救命資器材に関する事。 3 応援救命隊との連絡調整に関する事。 4 救命に関する即報の作成に関する事。
		航空課長	航空班	航空係長	航空統括 運航管理	1 航空隊及び消防航空隊の指揮並びに運用に関する事。 2 臨時離着陸場の選定及び臨時離着陸場の運用管理に関する事。 3 航空機による救助及び消滅収集に関する事。 4 航空行機（ノーマム）発出の要請及び離陸時情報に関する事。
		指令課長	通信班	担当課長兼課長 （通信統括担当）	通信統括 施設	1 消防指揮本部の通信施設設置及び管理に関する事。 2 消防通信の運用及び統制に関する事。 3 気象情報の収集伝達に関する事。 4 応援消防隊等の消防通信の運用及び統制に関する事。
	警備部長	出動課長	出動班	出動係長	警備統括 報道 災害記録	1 市三役、議会、国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 2 応援消防隊等の消防施設の確保に関する事。 3 応援消防機関との連絡調整に関する事。 4 報道対応及び情報提供に関する事。 5 災害記録に関する事。
		防犯器材課長	確保班	担当係長 （確保）	調達統括	1 警防資器材、燃料、食料、飲料水等の調達及び供給に関する事。 2 庁舎等警備の保守に関する事。 3 消防機械等の応急修理及び整備に関する事。
		人事課長	人事班	人事係長	人事統括 労務管理	1 職・団員の動員及び参加状況の把握に関する事。 2 職・団員及び応援消防隊員等の労務管理並びに格差に関する事。 3 職・団員の安全衛生に関する事。
	広報部長	ナ力課長	調査班	ナ力係長	調査統括 報告	1 消防旬報に関する事。 2 火災等即報の作成に関する事。 3 原因調査等に関する事。
		査察課長	行政班	査察計画係長	情報統括 報告	1 各種情報の収集に関する事。 2 各方面の報告事項の統括に関する事。
		損害課長	集計班	担当係長 （危険物）	集計統括 被害	1 災害活動状況の集計に関する事。 2 被害状況の集計に関する事。 3 危険物対策の即報の作成に関する事。
	消防員 養成課長 兼主任 職員	担当課長 （企画担当）	派遣班	企画係長	連絡・調整	市災害対策本部、神奈川県庁（緊急消防援助隊関係）、神奈川県庁消防センター等防災本部等との連絡調整に関する事。 （企画担当、警防課、保安課）

別表第3中注以外の部分を次のように改める。

別表第3（第28条関係）

方面指揮本部の組織及び事務分掌

本部長	副本部長	担当課長	姓名	職 長	担 当 業 務	
消 防 署 長	警 防 統 括 担 当 課 長	(正) 副 当 直 警 防 課 長	指 揮 班	(正) 当直 警防係長	1 方面指揮本部の開設に関する事。 2 動員の命令に関する事。 3 消防隊等及び消防団の指揮、運用に関する事。 4 消防通指令の運用及び統制に関する事。 5 応援要請に関する事。 6 応援消防隊等の活動に関する事。 7 臨時離着陸場の支援に関する事。 8 消防ボランティアの活動に関する事。	
				(副) 非直 警防係長	1 災害情報の収集に関する事。 2 被害状況の調査に関する事。	
				(正) 当直 調査係長	1 救急救護に関する事。 2 医療機関等の情報収集及び連絡に関する事。 3 応援救急隊の活動に関する事。	
	副 署 長	副 署 長	予 防 課 長	調 査 班	(正) 当直 調査係長	1 災害情報の収集に関する事。 2 被害状況の調査に関する事。
				(副) 非直 調査係長	1 救急救護に関する事。 2 医療機関等の情報収集及び連絡に関する事。 3 応援救急隊の活動に関する事。	
				(正) 当直 救急係長	1 消防指揮本部への報告の総括に関する事。 2 区本部及びその関係機関との連絡調整に関する事。 3 応援消防隊等の管泊施設の運営に関する事。	
		副 署 長	予 防 課 長	照 務 班	庶 務 係 長	1 方面指揮本部の開設準備及び区内対応班の連絡調整に関する事。 2 職・団員の動員及び参集状況の把握に関する事。 3 報道対応に関する事。 4 災害広報に関する事。 5 災害記録に関する事。 6 警防資器材、燃料、食料、飲料水等の調達及び供給に関する事。 7 職・団員及び応援消防隊員の労働管理に関する事。 8 消防団指揮本部に関する事。
				消 報 班	(臨港) 危 険 物 係 長 (川崎～麻生) 危 険 物 ・ 査 察 係 長	1 災害活動状況の集計に関する事。 2 被害状況の集計に関する事。

別表第4を次のように改める。

消防隊等の出場区分表

種別	出場区分	出 場 規 模			特別第1号	特別第2号	特別第3号	備 考	
		指定出場	第1出場	第2出場					第3出場
火	建物 (一般)	ポンプ 5 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3					
	建物 (高層、地下街)	ポンプ 6 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3	(第2出場隊) 救 助 2 救 急 1 消 滅 1	(第3出場隊) 救 助 2 救 急 2	救 助 2		
	石油コンビナート	ポンプ 5(1) 救 助 1 救 急 1 大気汚 1 消 滅 1(2)				ポンプ 2 消 滅 2	ポンプ 6 消防隊 1	ポンプ 3 高 所 1	( ) は消防隊の乗換による
	深道	ポンプ 6 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3					石コン区域の火災は、石コン火災出場区分を適用する。
	貯油部施設(トンネル)	ポンプ 6 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3					
	船舶	ポンプ 6 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3					1 石コン地域の火災は、石コン火災出場区分を適用する。 2 海上は、消防艇+ポンプ1
	航空機				ポンプ 12 救 助 6 救 急 6 消 滅 1 航空 1	ポンプ 7(6) 救 助 3 救 急 6	ポンプ 3 救 助 2 救 急 3		1 ( ) の減数は積込以外の着 2 海上は、消防艇+ポンプ1 3 貯油大気汚はポンプ1に計上す る。
	危険物等輸送車両				ポンプ 12 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 7(6)			1 ( ) の減数は積込以外の着 2 貯油大気汚はポンプ1に計上す る。
	待機	ポンプ 6 救 助 1 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3	ポンプ 3					石コン地域の火災は、石コン火災出場区分を適用する。
	車門	ポンプ 2							
	車門 (高速等)	ポンプ 1 救 助 1 消 滅 1							
	その他	ポンプ 1							
	救	救急	救 急 1						
ド入応援		ポンプ 1							
ヘリ救急		ポンプ 1 救 助 1 救 急 1							
ヘリ救急機		ポンプ 1 救 助 1 救 急 1							
見	大規模救急	ポンプ 6 救 助 3 救 急 1 消 滅 1	ポンプ 3 指 揮 3	ポンプ 3 救 急 3					1 救急1隊は救急車1台とする。 2 JMA1を要請した場合、救急1隊をJMA1連乗隊として追加する。
	六規模救急救助				ポンプ 6 救 助 3 救 急 6 救 急 1 消 滅 2	ポンプ 3 救 助 3 救 急 6	ポンプ 3 救 助 2 救 急 5		1 B-C成者は、増派1台を加える。 2 救急1隊は救急車1台とする。 3 JMA1を要請した場合、救急1隊をJMA1連乗隊として追加する。
	救助	ポンプ 1 救 助 1 救 急 1							高所の場合はポンプ1を加える。
警	水災救助	ポンプ 1 水災救助 1 救 助 1 救 急 1							川原整備の場合は、消防艇を加える。
	警戒 (ガス、油)	ポンプ 1 救 助 1							国内は救急1台を加える。川原整備の場合は消防艇を加える。
警	偵察	ポンプ 1							
警	待命	指定部隊							出隊の指定は無く、必要な部隊が加える。
警	待機	ポンプ 1							
警	待機	指定部隊							出隊の指定は無く、必要な部隊が加える。
警	その他の災害	ポンプ 1							出隊の指定は無く、必要な部隊が加える。

1. ポンプは、普通消防ポンプ自衛隊、水消射器のポンプ自衛隊、化学消防車及び大型化学消防車をいう。(貯油施設・危険物貯蔵庫等の火災については、大気汚をポンプ1に換える。)

2. 消防隊の緊急配備は、それぞれの消防署の消防隊が全て出動し、場合に消防隊を複数配置することを原則とする。

3. 救助隊の緊急配備は、所属するものの消防署の救助隊が出発し、かつ長時間にわたり出動不能となる場合は、必要に応じて実施するものとする。

4. 石油コンビナート等特別消防区域火災、貯油部施設トンネル火災及び消防相互応援協定に基づく応援出動は、別に定める出動要に定められた消防隊等が出発する。

5. 航空機火災における出場は、危険物等輸送車両火災及び人命救助隊の出発を優先するものとするが、石油コンビナート等特別消防区域における航空機火災については、更に石油コンビナート等特別消防区域火災出場区分を考慮する。

6. 特別高度救助隊は、警防部長の指揮により管内全域に出動できるものとする。なお、出動範囲及び出動要については、別に定める。

7. 所轄消防隊の出発時における、非常消防隊の発生態様については、(一) 中隊広域の非常消防隊から大隊出隊(4隊以上出隊)に準じた態様を原則とする。



## 附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。